

別紙2 居住者等による交流を促す施設の設置の取り組み事項（補助対象）の整備内容・水準

【対象工事について】

- 補助対象となる工事は、次頁以降の各取り組み事項に該当し、各整備内容・水準を満たす工事を補助対象とする。なお、次頁以降に記載の工事以外についても、子育て支援型共同住宅の工事の趣旨に合うものについては補助対象となる場合がある。（事務事業者に事前確認すること）。
ただし、建物・敷地に固定されないもの（工事を伴わないもの）、性能・機能が整備内容・水準から逸脱するものは補助対象外とする。
- 建物・敷地に固定されない置き家具等は補助対象にならない。
- 複数の取り組み事項に該当する工事であっても、重複して補助申請を行うことはできない。
- 交流場所として利用できる多目的室 [キッズルーム・集会室] の整備内容・水準については、「別紙1 子どもの安全確保に資する設備の設置の取り組み事項（補助対象）の整備内容・水準」の各項目の整備内容・水準を参照。

【凡例】
 ○：補助対象
 ×：補助対象外

取り組み事項 (補助対象)	整備内容・水準	本体 設置	給排 水	電気	ガス	照明	内装・ 下地	給湯 器	躯体	付帯 工事
㊸交流場所として利用できる 多目的室 [キッズルーム・ 集会室] の設置	<p>○ 多目的室 [キッズルーム・集会室] は、住戸内の「子どもの安全確保に資する設備の設置」と同様の水準で、以下①～⑧の「住宅内での事故防止」や、「災害への備え」に関する対策を講じること（整備する対象がない項目については対象外）。</p> <p>① 壁の出隅、柱、造り付け家具の角は丸い形状に加工（R加工）をする。（別紙1の取り組み事項①に、壁の出隅・柱を追加）</p> <p>② ドアは引き戸とする、又は開き戸の場合はドアストッパー・ドアクローザー等を備えた、開閉による衝突が生じにくいものを採用する。（別紙1の取り組み事項②）</p> <p>③ ドアや窓は指つめ・指はさみを防止する構造としたものとする。（別紙1取り組み事項⑦）</p> <p>④ 転落防止の手すり等の設置（別紙1の取り組み事項⑥）</p> <p>⑤ 床は段差のない構造とする。（別紙1の取り組み事項②の【床の段差について】）</p> <p>⑥ 床は滑りにくい仕上げ材やクッション性のある仕上げ材を採用する。</p> <p>⑦ シャッター付コンセント等の設置（別紙1の取り組み事項⑩）</p> <p>⑧ 避難動線確保工事（別紙1の取り組み事項⑱）</p> <p>○ 多目的室 [キッズルーム・集会室] を整備する際には15㎡以上とする。</p>	○	×	○	×	○	○	×	○	○

取り組み事項 (補助対象)	整備内容・水準	本体 設置	給排 水	電気	ガス	照明	内装・ 下地	給湯 器	躯体	付帯 工事
㉒プレイロット〔遊具・水遊び場・砂場〕の設置 ㉓家庭菜園の設置 ㉒プレイロット〔遊具・水遊び場・砂場〕の設置 ㉓家庭菜園の設置（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内に土いじりや水遊びができるプレイロットや家庭菜園等を設ける。 ○ 敷地内での自動車との接触事故を防止するため、車動線と交わらない位置に設ける。 ○ プレイロットは、次のような機能を有するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i) 「遊具」・「水遊びが出来る場と水栓（子どもが同時に4人以上利用出来る広さ）」・「砂場（子どもが同時に4人以上利用出来る広さ）」のいずれか1つ以上が設けられている。 ii) プレイロットの安全対策は、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」及び、一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準」に定める基準に適合させること。 iii) 子どもの防犯安全性を高めるため、プレイロットは、住棟のアプローチやエントランス、管理人室、住戸専用部分内等の周囲からの見通しが確保された位置に設ける。 iv) 周囲の植栽は、茂みで監視の見通しを妨げないように樹種の選定や維持管理にも配慮する。 v) また、照明設備等を設置し、人の顔や行動を確認できる明るさを確保する。 ※ <照度に関する参考>国土交通省「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」 <ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園、広場又は緑地等の照明設備は、地面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保することができるものとする。 ○ 家庭菜園は9㎡以上とし、付近に泥落としや散水等のための水栓を設ける。 	○	○	○	×	○	×	×	×	○

取り組み事項 (補助対象)	整備内容・水準	本体 設置	給排 水	電気	ガス	照明	内装・ 下地	給湯 器	躯体	付帯 工事
	○日除けとなるパーゴラを設置する場合は補助の対象とする。(整備については任意)									
④交流用ベンチの設置 ④交流用ベンチの設置 (続 き)	○ 設置場所については屋内・屋外問わない。但し、子どもの防犯安全性を高めるため、住棟のアプローチやエントランス、管理人室、住戸専用部分内等の周囲からの見通しが確保された位置に設ける。 ○ 交流用ベンチについては6人以上が座れるベンチとし、安全性に配慮されていること。 ○ 日除けとなるパーゴラを設置する場合は補助の対象とする。(整備については任意)	○	×	×	×	×	○	×	×	○